

船舶運航事業者等の提出する定期報告書に関する省令

手続名：外国船借受状況報告書の提出

1．案内情報

手続対象者：日本の国籍を有するもの及び日本の法令により設立された法人その他の団体以外のものから日本船舶以外の船舶（旅客船その他貨物の運送に供しないものを除く。）の仮受け（期間用船を含む。）をした船舶運航事業又は船舶貸渡業を営む者

2．窓口情報

提出先：国土交通省海事局外航課

03 - 5253 - 8111（内線43 - 324）